

## 第2回検討会の概要(各参考者の意見)

### 1. 特別規則の対象でない化学物質を含む化学物質管理の原則について

- ・(事務局が論点の別紙として示した「講すべき措置の考え方」について)リスクベースの考え方は非常に妥当であり、是非進めていかなければならない。
- ・例えば、保護具を使用させるとき、必要性を説明しないと危険というのが分からず、使い方を間違ったり、暑苦しかったら外すということもあると思う。保護具を適切に着用しなかった時の危険有害性を労働者に教育した上で保護具を使用させることが大事である。

### 2. 危険有害性及びばく露の実態に応じた化学物質管理のあり方について

- ・EU やアメリカ等でリスクアセスメントが(中小企業も含めて)義務化されていることからすると、欧米では何か簡単なツールがあるのではないか。
- ・GHS 区分のいずれかに該当するものは、基本的に危険有害性があると考えることもできる。
- ・教育も含めて中小企業も履行できるような形でリスクアセスメントを義務化するのであればよいが、猶予とか支援とかがない形で義務化するのは問題である。
- ・例えば SDS で発がんの危険を予想できるなら、予見可能性があると考えられる。そういう状況でリスクが実現してしまった場合、どういう責任が問われるか広く周知していく活動もリスクアセスメントを事業者に浸透させる後押しになる。
- ・サプライヤー側が、(ユーザーに)危険有害性が高いのでこういうやり方をしてください、局所排気装置はありますか、というのをチェックして、ないなら売れないといったアクションも大事ではないか。
- ・コントロール・バンディングを初めて知ったが、便利なツールと感じた。事故事例もあるとよい。
- ・安衛法では事業者責任が原則だが、実行可能性を考える必要があり、施策を新たに打つときには、特に周知や支援が重要になる。民事訴訟でも、相当因果関係が認められて、かつ帰責性とか有責性が認められないと、最終的に責任を問えない。(義務化となると)もっと厳格に判断されることとなる。
- ・検知管で簡単に測定できるなら、測定結果が許容濃度未満にできればよいのではないか。検知管で測定可能な物質がどのくらいあるか調べてほしい。
- ・コントロール・バンディングは、評価は簡単だが、出力される対策が簡単ではない。
- ・リスク評価の結果を労働者に知らせるシステムを作るべき。リスク・コミュニケーションをして対策をするというところまで書き込む必要がある。

- ・ 労働者が保護されるシステムが必要である。安衛法第 97 条で認められている労働者の申告というのが、日本では機能していない。都道府県労働局や監督署におかしいと言うことができる権利を労働者自身が知らない現状がある。
- ・ 国による評価・認定には、厚労省・経産省・環境省が所管する化審法の中でのリスク評価もある。省庁を越えた危険有害性の考え方の統一を図るべき。

### 3. 表示・SDS 交付等の危険有害性情報伝達の促進等について

- ・ (ラベルの対象が)640 物質になったとき、製品によっては(ラベルに成分を)10 物質、20 物質と書かなければいけないとう問題が発生する。(ラベルの)化学物質の名称はどれだけ役に立つか疑問がある。危険有害性情報とか注意文言の方が情報としては大事である。化学物質の名称を書くことにより標章等ほかの記載事項のスペースが小さくなることで、逆に気付かなくなるというような状況に陥らないように、ラベル制度の見直しが必要である。SDS と一緒に運用するのであれば、成分・含有量は SDS を見れば済む。
- ・ GHS に準拠しない成分ごとの GHS マークを付けるという現行制度は、この際やめてもいいのではないか。
- ・ 国際標準どおりの表示を付けて、周知徹底すべき。
- ・ 基本的に混合物としてハザード表示するのが国際的な約束なので、混合物の中で表示義務対象以外の物質は考えなくてもよいとする、問題ではないか。